

霧島市条例第32号  
平成29年10月10日

霧島市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

霧島市長 前田 終止

#### 霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。  
別表第1第59の項を次のように改める。

59 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項、第115条の12第1項及び第115条の45の5第1項の規定に基づく指定又は更新申請手数料	
(1) 指定地域密着型サービス事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 20,000円
イ 指定更新申請	1件につき 10,000円
(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 4,000円
イ 指定更新申請	1件につき 2,000円
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 4,000円
イ 指定更新申請	1件につき 2,000円

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。